

01

第26回参議院議員通常選挙

【問い合わせ】
選挙管理委員会(麻生庁舎)
☎ 0299-72-0811

■「投票する。一票は、私の声だから。」

▼ 投票日

7月10日(日)

▼ 投票時間

7:00 ~ 18:00

▼ 投票所

市内21投票所

投票日当日は、あらかじめ指定された投票所以外では投票できません。投票に行く際は、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

※今回の選挙から中山投票区の投票所名が変更となります。(場所の変更はありません)

(変更前) 榎本地区農民研修センター

(変更後) 旧榎本地区農民研修センター



▼ 投票用紙の記入方法

- ・茨城県選挙区選出議員選挙：「候補者1人の氏名」を記入
- ・比例代表選出議員選挙：「政党等の名簿に記載されている候補者1人の氏名」または「政党等名称(略称含む)」を記入

▼ 期日前投票

仕事や旅行等により投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- ・期間：7月9日(土)まで
- ・時間：8:30 ~ 20:00
- ・場所：市役所各庁舎(麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第4会議室／玉造庁舎ロビー)

▼ 開票

- ・日時：7月10日(日) 20:00 ~
- ・場所：北浦中学校体育館
- ・臨時電話番号：0291-35-3866

※選挙開票結果については、市公式ホームページでもお知らせします。

市公式ホームページ <https://www.city.namegata.ibaraki.jp>

広告

Webマイページ
ご登録キャンペーン

各700名様
合計2,100名様
に当たる

対象期間 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

Webマイページにご登録いただいた方の中から、
抽選ですてきな賞品が当たる
「Webマイページご登録キャンペーン」実施中!

詳しくは渉外担当者または最寄りの支店窓口までお問い合わせください

JA共済 Webマイページ実施中!!

ご登録キャンペーン

JA共済とつながる、
新サービス「Webマイページ」
はじめてみませんか?

★ 厳選国産米+国産牛

★ バルミュダ 高級トースター

★ ダイソン コードレスクリーナー

JAなめがたしおさい

耕そう、大地と地域の未来。

大野支店	☎0299-69-0079	麻生支店	☎0299-72-0068
鹿嶋支店	☎0299-83-2181	潮来支店	☎0299-63-1234
神栖支店	☎0299-92-3881	北浦支店	☎0291-35-2211
波崎支店	☎0479-48-0005	玉造支店	☎0299-55-0010

02

行方市職員採用試験

【問い合わせ】

働き方改革課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

■ 後期試験の実施要項をお知らせします

1. 試験区分および採用予定人員

(学歴区分：A 大学卒等、B 短大・高校卒等)

▼ 試験区分

一般事務

▼ 採用予定人員

10人程度

▼ 受験資格

A 大学卒等

平成4年4月2日から平成13年4月1日

までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人または令和5年3月31日までに卒業見込みの人

B 短大・高校卒等

平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で学校教育法による高等学校もしくは短期大学を卒業した人または令和5年3月31日までに卒業見込みの人
※上記の受験資格に該当する人でも、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成したまたはこれに加入した人

2. 試験日程および会場

▼ 第1次試験

9月18日(日)

北浦公民館（行方市山田 2175）

▼ 第2次試験

10月中旬（第1次試験合格者に通知します）

※災害や新型コロナウイルス感染症の状況等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合があります。その場合は、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、市公式ホームページ「行方市職員採用試験トップページ」でお知らせします。

3. 受験申し込み手続き

必ずインターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申し込みができない方は、7月15日（金）までにお問い合わせください。

▼ 申し込み方法

必ず、市公式ホームページ（1）で申し込み方法および注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービス（2）からお申し込みください。

（1）申し込み方法および注意点の確認

<採用試験等情報ページ内>

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page009403.html>

（2）申込先

<いばらき電子申請・届出サービス>

<https://s-kantan.com/pref-ibaraki-u/>

※スマートフォンからの申し込みも可能です。

▼ 注意点

・パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは、上記（1）で確認してください。なお、使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

▼ 受付期間

7月1日（金）9:00～31日（日）17:00

（受信有効）

※受付終了時刻までに受験申し込みデータを受信完了したものに限り、受け付けます。

▼ 受験票の作成

・受験票は、申し込み受理後に上記（2）上にアップロードします。予定日は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロードおよび印刷（A4サイズ縦）し、写真欄に所定の写真を貼り付けたものを第1次試験日（9月18日）に持参してください。

・受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。

03 マル福

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎0299-55-0111

■ 医療福祉費支給制度（通称：マル福） 受給者証の更新があります

▼ 医療福祉費支給制度（通称：マル福）とは

対象となる方が、健康保険証等を使って医療機関などにかかったときに、支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。下記の受給者に対して、毎年7月1日に、受給者証の更新を行っています。申請手続きは不要です。

▼ 7月1日に更新対象となる方

【ひとり親家庭】

次のいずれかの要件に該当する方

- ・配偶者のいない方で、(1)～(3)の児童を監護している方とその児童（各年齢の3月31日まで）
 - (1) 18歳未満の児童
 - (2) 20歳未満の障害児
 - (3) 20歳未満の高校在学者
- ・配偶者が長期にわたり、労働能力を失っている重度心身障害者である方とその児童
- ・父母のいない児童

【重度心身障害者】

次のいずれかの要件に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、2級または内部障害3級
- ・療育手帳の判定がAまたは④
- ・身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下
- ・特別児童扶養手当1級支給対象の児童
- ・障害年金1級受給権者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

※65歳以上の方は、上記の要件に加え、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。

04 子育て応援 ニコニコ（弐湖弐湖） 支援金

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎0299-55-0111

■ 申請期限は7月31日（日）まで（持参の場合は7月29日（金）まで）

▼ 支給対象者

基準日（令和4年5月1日）において、行方市に住民登録をされていて、以下の①または②を養育している者

※対象者には申請書等を送付済みです

- ① 小・中学校、高等学校および特別支援学校等に令和4年4月に入学したもの
- ② 令和4年3月に中学校を卒業して就職等したもの

【参考】対象となるお子さんの生年月日

- ・2006.4.2生～2007.4.1生
- ・2009.4.2生～2010.4.1生
- ・2015.4.2生～2016.4.1生

▼ 支給額

児童等1人につき2万円

▼ 申請方法

- ① 申請書等をこども福祉課へ提出
- ② QRコードから電子申請 ▶



※電子申請の「対象児童等氏名」は、(1)から(3)まで入力必須の項目となります。(2)、(3)に該当する対象児童等がない場合は、氏・名それぞれに「なし」と入力してください。

05

子育て世帯生活支援特別給付金

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 低所得の子育て世帯に給付金を支給します

▼ 支給対象者

【ひとり親世帯の方】

18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日までの間にある児童（申請時点で一定の障害がある20歳未満の子も含む）を監護しており、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方

※児童扶養手当法に定める支給要件に該当する方、養育者の方も対象となります。児童扶養手当法に定める支給要件の中では、ひとり親でなくても、夫婦どちらかが障害年金を受給している場合、世帯の収入条件によっては該当する場合もあります。

- （1）令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- （2）公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
 - ※1 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
 - ※2 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- （3）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【ひとり親世帯以外の方】

- （1）令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- （2）上記（1）のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満・令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象））の養育者であって、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する方
 - （ア）令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - （イ）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者※）

※家計急変者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、かつ、申請者および配偶者の令和4年1月以降の任意の1カ月を12カ月換算した額が市町村民税（均等税）非課税（相当）水準未満であること

▼ 支給について

対象者	ひとり親世帯の方			ひとり親世帯以外の方	
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)
給付額	一律 50,000 円／児童 1 人あたり				
申請	不要 (6/24 (金) 振込済)	必要		不要 (7/15 (金) 振込予定)	必要

▼ 申請期間

7月1日（金）～令和5年2月28日（火） ※閉庁日を除く

▼ 申請方法

申請書等をこども福祉課へ提出

※生計を同一にする家族の戸籍謄本、家計の状況に関する書類（給与明細書、年金決定通知書等）が必要となる場合があります。また、高校生分の給付金の受給には、申請が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

06

国民健康保険

【問い合わせ】

国保年金課（資格・給付）

玉造庁舎 ☎ 0299-55-0111

税務課（国民健康保険税）

麻生庁舎 ☎ 0299-72-0811

■ 国民健康保険についてお知らせします

▼ 被保険者証の更新

有効期間：8月1日（月）～令和5年7月31日（月）（被保険者証はセピア色）

7月中に特定記録にて世帯主宛てに郵送します。

▼ 高齢受給者証の更新

交付対象となる方については、被保険者証更新の際に併せて郵送します。申請手続きは不要です。

▼ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

8月1日以降適用分については、あらためて申請が必要です。

※有効期限を経過した被保険者証等は、ご自身で処分をお願いします。

▼ 国民健康保険税の納め方

【特別徴収】 支給される公的年金から、税金が引き落としされます。

8月中旬に納税通知書を世帯主宛てに発送します。

【普通徴収】 納付書、口座振替等で納付してください。

7月中旬に納税通知書・納付書を世帯主宛てに発送します。

（普通徴収・特別徴収混合世帯を含む）

▼ 令和4年度国民健康保険税率等

国民健康保険加入者全員の①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分を合計して計算します。また、それぞれに上限（限度額）が設けられています。

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分
	0歳～74歳まで		40歳～64歳まで
所得割	(前年の総所得金額－43万円) × 7.4%	(前年の総所得金額－43万円) × 2.9%	(前年の総所得金額－43万円) × 2.5%
均等割 (18歳未満)	36,000円/1人 (18,000円/1人)※	17,000円/1人 (8,500円/1人)※	18,000円/1人 －
限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※所得による軽減制度に該当する方は軽減に応じた額

行方の魅力発信広報番組
「なめトーク」


Lucky FM
茨城放送
FM 88.1/94.6 AM 1157/1458

Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

エフエムかしまの放送エリアは
鹿行地域でお聴きいただけます

ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

▼ 負担軽減制度

(1) 未就学児軽減

国と地方の取り組みにより、未就学児の均等割を 5 割軽減します。(軽減分を国・県・市が負担します)

※所得による軽減に該当する場合は軽減に応じた額

(2) 市独自の減免

2004.4.2 ~ 2016.4.1 生まれの方の均等割を 5 割減免します。

※所得による軽減に該当する場合は軽減に応じた額

<例>所得による軽減非該当世帯で 30 代夫婦と小学生 2 人 (4 人世帯) の場合

A 市独自減免制度を適用しない場合

均等割 (医療保険分 36,000 円 + 後期高齢者支援分 17,000 円) × 4 人 = 212,000 円

B 市独自減免制度を適用した場合

均等割 (医療保険分 36,000 円 + 後期高齢者支援分 17,000 円) × 2 人 (30 代夫婦)
+ (医療保険分 36,000 円 + 後期高齢者支援分 17,000 円) × 5/10 × 2 人 (小学生)
= 159,000 円

A - B = 53,000 円 均等割の負担が減少 ※均等割の他に所得に応じて所得割が計算されます。

(3) 所得による軽減

世帯主と国民健康保険加入者の前年中の所得額の合計 (対象所得^{※1}) が一定額以下のとき、保険税のうち「均等割」の一部を軽減します。申請手続きは不要ですが、世帯の国民健康保険加入者の中に未申告の方がいる場合は軽減が適用されません。収入が無い場合も必ず申告をしましょう。

軽減割合	所得基準額計算式
7 割軽減	対象所得 ^{※1} が 43 万円 + 10 万円 (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) 以下の世帯
5 割軽減	対象所得 ^{※1} が、43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + (28 万 5 千円 × 加入者数) 以下の世帯
2 割軽減	対象所得 ^{※1} が、43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + (52 万円 × 加入者数) 以下の世帯

※1 世帯主と国民健康保険加入者の前年中の所得金額の合計

※2 一定以上の給与所得者と公的年金の支給を受ける方

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収等にかかる減免

世帯の主たる生計維持者 (世帯の生計を主に維持している方) が、新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響で減収した等の理由により、減免の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

広告



PCやスマホで
ネット購入!

宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>

サマーチャンボ

7 億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

3 千万円

1等3,000万円

2022年市町村振興宝くじ

7月5日 同時発売

発売期間 / 7月5日[火] ~ 8月5日[金]

抽せん日 / 8月17日[水] **各1枚 300円**

★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。
★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

宝くじに関するお問合せ / 0570-01-1192 [宝くじコールセンター]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

07

後期高齢者医療保険

【問い合わせ】
 国保年金課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111

■ 後期高齢者医療保険についてお知らせします

▼ 被保険者証の更新

10月1日から後期高齢者医療制度（医療費の窓口負担割合）が変更になるため、令和4年度は後期高齢者医療被保険者証が2回更新されます。

【第1回更新】

有効期間：8月1日（月）～9月30日（金）（被保険者証は紫色）
 7月中に簡易書留にて郵送します。

【第2回更新】

有効期間：10月1日（土）～令和5年7月31日（月）（被保険者証はセピア色）
 9月中に特定記録にて郵送します。

▼ 限度額適用認定証（水色）または限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）の更新

すでにお持ちの方で引き続き交付対象となる方については、被保険者証更新の際に併せて郵送します。

※有効期限を経過した被保険者証等は、ご自身で処分をお願いします。

▼ 被保険者証の送付先の変更

被保険者が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更できます。届け出される方の本人確認書類を持参の上、国保年金課後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

▼ 保険料の納め方

【特別徴収】 支給される公的年金から、保険料が引き落としされます。

8月中旬に保険料の決定通知書を発送します。

【普通徴収】 納付書、口座振替等で納付してください。

7月中旬に保険料の納付書を発送します。

▼ 保険料の納め方の変更

特別徴収による納付は、普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。金融機関で口座振替の申し込み手続きをした後、国保年金課後期高齢者医療担当窓口で変更の申請をしてください。

※口座名義人の社会保険料控除に適用できるため、世帯全体での住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります。（口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません）

▼ 令和4年度後期高齢者医療保険料

被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。保険料率は県内一律となり、医療費の動向等を踏まえて2年ごとに見直されます。

均等割額	46,000 円
所得割率	8.50%

▼ 保険料の減免

世帯の主たる生計維持者（世帯の生計を主に維持している方）が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響で減収する見込みの世帯は、保険料減免の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

08

介護保険

【問い合わせ】
介護福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 介護保険についてお知らせします

▼ 介護保険負担割合証（白色）の更新

要介護・要支援認定を受けている方や事業対象者の方に交付され、サービスを利用するときに介護保険の保険証と一緒に提示していただく証明書です。8月1日以降適用分は7月下旬に郵送します。申請手続きは不要です。

▼ 介護保険負担限度額認定証（白色）の更新

所得の低い方が施設サービスを受けるときに提示すると居住費と食費の自己負担額が上限額までとなる証明書です。8月1日以降適用分については、あらためて申請が必要です。

▼ 介護保険料について

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税額と、本人の前年所得などをもとに、段階別に計算します。保険料決定通知書と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残額についての納入通知書を、8月上旬に発送します。

（年額）		（仮徴収）		（本徴収・以降の納期に振り分け）
確定した 令和4年度保険料額	－	特別徴収 4・6・8月		10・12・2月の3回
		普通徴収 第1・2期	=	第3・4・5・6期の4回

▼ 保険料の納め方

【特別徴収】 支給される公的年金から、保険料が引き落としされます。

【普通徴収】 納付書、口座振替等で納付してください。

※年度中に65歳となられた方や転入された方で、年金を年額18万円以上受けている方については、当初は普通徴収扱いとなり、特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。ただし年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構から特別徴収対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収扱いとなります。

▼ 令和4年度介護保険料（65歳以上の方（第1号被保険者））

介護保険料は、基準額をもとに9段階の区分で保険料を計算します。基準額は月額5,600円です。市の介護サービス等にかかる費用全体の23%を、65歳以上の方の保険料で賄います。詳しくは、送付される保険料決定通知書をご確認ください。

▼ 保険料の減免

世帯の主たる生計維持者（世帯の生計を主に維持している方）が、新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響で減収した等の理由により、減免の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

▼ 保険料の滞納による給付制限

保険料を滞納していると、地方税の滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担割合などの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	介護費用をいったん全額自己負担しなければ、サービスが受けられません。（申請により後から介護保険給付分が戻ってきます）
1年6カ月以上滞納	一時的に、給付の一部または全部を差し止められます。
2年以上滞納	未納期間に応じて、自己負担割合が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

09

国民年金

【問い合わせ】
 国保年金課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111

■ 国民年金についてお知らせします

▼ 保険料の免除・猶予制度について

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料が免除または納付猶予される制度があります。令和4年度の申請受け付けは、7月から開始されます。

①全額免除・一部免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）になります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、将来の年金額を計算するときは、免除期間は保険料を納めた時に比べて低額になります。また、納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

その期間の保険料については、10年以内に後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができます。ただし、上記期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

▼ マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の国民年金の手続きについて、マイナポータルを利用した電子申請が開始されました。申請には、マイナポータルの「利用者登録」が必要です。

※「マイナポータル」とは、マイナンバーカードを使った行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

〈対象手続〉

- ①国民年金 第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料 学生納付特例の申請〈メリット〉

- ① 24時間365日申請ができる。
- ②スマートフォンから申請ができる。
- ③処理状況も申請結果も確認できる。

▼ マイナポータルとねんきんネットをつなげるともっと便利に

〈メリット〉

- ①日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れる
- ②年金記録を確認できる
- ③将来の年金見込額を試算できる

▼ 問い合わせ

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp>

ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004

※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525

マイナポータルサイト

<https://myna.go.jp>

10

水稻農薬空中散布

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 早朝から空中散布を実施します

市農作物病害虫防除対策協議会では、水稻の病害虫防除を図るため、無人ヘリコプターによる農薬散布を実施します。通勤・通学の方や付近の自動車等に対して、安全確認に十分注意しながら実施します。早朝から騒音等でご迷惑をおかけしますが、危被害防止にご協力くださいますようお願いします。

▼ 日程

麻生地区	7月21日（木）、22日（金）
玉造地区	7月24日（日）、25日（月）
北浦地区	7月29日（金）

時間はいずれも 4:00～11:00（予定）

※雨天、強風、濃霧等の天候不順により順延または延期する場合は、防災無線でお知らせします。

▼ 使用薬剤

ビームキラップジョーカー（殺虫・殺菌混合剤）

▼ 注意事項

- ・水田付近に駐車している車両等は、移動してください。
- ・洗濯物は、農薬散布終了後に干してください。
- ・水田付近のビニールハウスは、前日に閉めてください。

11

木造住宅の耐震診断士派遣事業

【問い合わせ】
都市建設課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 木造住宅の耐震診断を行います

▼ 診断概要

木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。

診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

▼ 対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの

▼ 対象者

「対象住宅」の所有者で、市税および税外収入金を滞納していない方

▼ 募集件数

2件（先着順。定数に達した時点で締め切り）

▼ 調査費用

無料

▼ 申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課へ提出

▼ 申込期限

8月31日（水）

▼ その他

耐震診断の結果、耐震改修が必要となった場合は「設計費」「工事費」についての一部助成制度もありますのでご相談ください。

▼ 注意事項

「耐震診断」や「耐震改修」の名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

12

市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

行方市の 口座振替が インターネットで 申込できます！



Web口座振替受付サービス

Web口座振替受付サービスとは、インターネットから口座振替の申込ができるサービスです。自宅で手軽に、安心・安全にお申込ができます！

納め忘れもありません！感染症のリスク防止にも！

用意するもの



- ・納税(納入)通知書・納付書
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・インターネットに接続できる機器(パソコン、スマートフォンなど)
- ・登録確認用メールアドレス

申込方法

- ① 行方市のホームページから申込ページへアクセスし、口座名義人や納税者・納付義務者の氏名、メールアドレス等の入力を行います。
- ② 口座振替・自動払込を申し込む税・料金の情報を入力します。
- ③ 入力したメールアドレスに口座情報を入力するページのURLとパスワードのメールが2通届きます。
- ④ メールに添付されたURLにアクセスし、ログイン後、口座情報の入力を行います。
- ⑤ 申込が正常に完了しましたら、ご登録いただいたメールアドレスに登録完了メールが届きます。

各科目の注意事項については、申込ページよりご確認ください。

利用可能な科目

固定資産税 軽自動車税(種別割) 市・県民税 国民健康保険税
介護保険料 後期高齢者医療保険料
保育所保育料 放課後児童クラブ納付金
降園後保育納付金 市営住宅使用料 水道料金
(全て普通徴収に限ります)

利用可能な金融機関

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫
ゆうちょ銀行(※なめがたしおさい農業協同組合には対応していません)

お問い合わせ先

行方市役所 収納対策課
☎0299-72-0811

申込科目の内容についてのご不明な点は、担当課へお問い合わせください

行方市 Web口座振替 🔍



7月の市税と保険料は・・・

固定資産税 第2期 国民健康保険税 第1期 後期高齢者医療保険料 第1期

納期限(振替日)は8月1日です。